**就労系障害福祉サービス事業所における在宅でのサービス利用に係る取扱いについて**

**１．利用対象者について**

在宅利用に係る申立書等により、在宅でのサービスによる支援効果が認められると志摩市が判断した者。

**２．在宅利用における報酬算定の要件について（以下①～⑨すべてを満たす場合に報酬算定が可能）**

①　運営規定において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。

②　指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出できるようにしておくこと。

③　在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。

④　利用者に対し１日２回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成すること。また、訓練等

の内容及び利用者の希望等に応じ、１日２回を超えた対応も行えること。

⑤　緊急時の対応ができること。

⑥　在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

⑦　事業所職員の訪問又は利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を１週間につき１回は行うこと。

⑧　原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。

⑨　⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合、⑧による通所に置き換えて差し支えない。

　　（その他、在宅と通所による支援を組み合わせることや、利用者が希望する場合にサテライトオフィス等でのサービスの利用も可能。）

**３．届出等の手続きについて**

①　以下の書類を志摩市地域福祉課へ提出

* 就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）における在宅利用に係る届出書
* 運営規定（すでに他の利用者で提出済の場合は不要。）
* 個別支援計画

②　志摩市において提出書類の内容を確認のうえ、支給決定を行う。

　　※在宅での支援を認める場合は、受給者証に「在宅利用」と記載します。

　　※在宅時生活支援サービス加算対象者と認める場合は、受給者証に「在宅時生活支援サービス加算対象者」と記載します。（加算を算定できるのは、在宅利用者に対し、就労系サービス事業者が在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供し、その費用を就労系サービス事業所自らが負担した場合にのみとなります。）

志摩市役所地域福祉課　障がい者福祉係

TEL　　0599-44-0283

FAX　　0599-44-5260

E-mail　chiikifukushi@city.shima.lg.jp